

事務連絡  
平成 26 年 9 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器・再生医療等製品審査管理室  
厚生労働省医薬食品局安全対策課

プログラム医療機器特別講習会等の実施について（依頼）

標記について、別添のとおり、登録講習機関である公益財団法人医療機器センターから、薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令附則第三条第三項において準用する同省令による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第百十四条の四十九第一項第三号に規定する講習の実施についての報告がありましたので関係団体等に周知方お願いいたします。

また、同時期に開催します薬事法施行規則第 162 条第 2 項第 1 号の規定に基づくコンタクトレンズ販売営業管理者講習会についても併せて周知方お願いいたします。

なお、プログラム医療機器特別講習会について、別に開催が決定した場合には、追ってお知らせします。

